

HSE株式会社^{*1}「(仮称)須賀川風力発電事業環境影響評価書」に係る確定通知について

令和4年2月22日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

当省は、HSE株式会社「(仮称)須賀川風力発電事業環境影響評価書」(以下「評価書」という。)について審査した結果、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づき、本日、HSE株式会社に対し、評価書の変更を要しない旨の通知(確定通知)を行った。また、当省は電気事業法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けたHSE株式会社は、同条第2項の規定に基づき、福島県知事に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第27条の規定に基づき公告及び縦覧(1か月間)し、住民へ周知することとなる。

※1 令和3年7月1日付で、日立サステナブルエナジー株式会社から社名変更。

※2 評価書から須賀川風力発電事業に名称変更。(旧 須賀川・玉川風力)

これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成29年 1月27日
環境大臣意見受理	平成29年 4月14日
経済産業大臣意見発出	平成29年 4月24日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成31年12月 3日
住民意見の概要等受理	平成31年 4月15日
福島県知事意見受理	令和元年 6月13日
経済産業大臣勧告発出	令和元年 7月19日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和2年10月 5日
住民意見の概要等受理	令和3年 1月 7日
福島県知事意見受理	令和3年 3月26日
環境大臣意見受理	令和3年 3月30日
経済産業大臣勧告発出	令和3年 7月 1日

<環境影響評価書>

環境影響評価書受理	令和4年 2月 3日
環境影響評価書確定通知	令和4年 2月22日

問合せ先:電力安全課 沼田、江藤、須之内
電話:03-3501-1742(直通)